

各路線共通

1 料金の計算方法

- (1) フリー乗降における料金区界以外での乗車においては、乗車後最初に通過する料金区界より1つ手前の料金区界を乗車場所と、降車においては降車直前に通過した料金区界を降車場所とみなす。ただし、1料金区界内での乗降は、その料金区界内の料金とする。(中村市街地はバス停での乗降)
- (2) 小人の使用料は大人の使用料の半額とする。
- (3) 身体障害者(身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者)及びその介護人(平成元年12月22日社更第236号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」に規定する第1種身体障害者の介護人)は、大人の使用料の半額とする。
- (4) 知的障害者(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」(以下「通知」という。))の規定により療育手帳の交付を受けている者)及びその介護人(平成3年9月24日児発第811号厚生省児童家庭局長通知「知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」に規定する第1種知的障害者の介護人)は、大人の使用料の半額とする。
- (5) 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者)及びその介護人は、大人の使用料の半額とする。

2 使用料の適用区分

- (1) 大人及び小人の使用料の区分は、次のとおりとする。
 - 大人の使用料 中学生以上の者
 - 小人の使用料 小学生以下の者ただし、1歳未満の乳児については、無料とし、保護者が同伴する小学生未満の乳児及び幼児については、保護者1人につき1人を無料とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、藤ノ川線、黒尊線、江川線、川崎線は次に掲げる者は無料とする。
 - 西土佐地域の小学校児童、中学校生徒の通学及び学校関係事業に係る者
 - 中村高校西土佐分校生徒の市内通学及び学校関係事業に係る者
 - 西土佐診療所、大宮出張診療所、口屋内出張診療所及び奥屋内へき地出張診療所を受診する者